様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

平成２６年６月２５日

鳥取県知事　様

提出者　　鳥取県倉吉市中河原５３２―１
住　所　　株式会社　小　鴨
氏　名　　代表取締役　菅埜元晴
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　０８５８―４８―２０８８

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　小　鴨
事業場の所在地	鳥取県倉吉市中河原５３２―１
計画期間	平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	昨年度の元請完成工事高 １２，０００万円
③従業員数	５６人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ、ｱｽﾌｧﾙﾄｶﾞﾗ、金属くず　→　再資源化 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、ｶﾞﾗｽ陶磁器くず、ｶﾞﾚｷ類　→　埋立 木くず　→　焼却

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者		所属：本社　　職･氏名：代表取締役 菅埜元晴
廃棄物担当		組織名：環境管理課　　組織人数：3人
役割	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－社長 ・委員－関連部署部課長、各作業所長 ・事務局－事業管理部環境管理課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定、改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当課	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の交付、管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連企業に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織

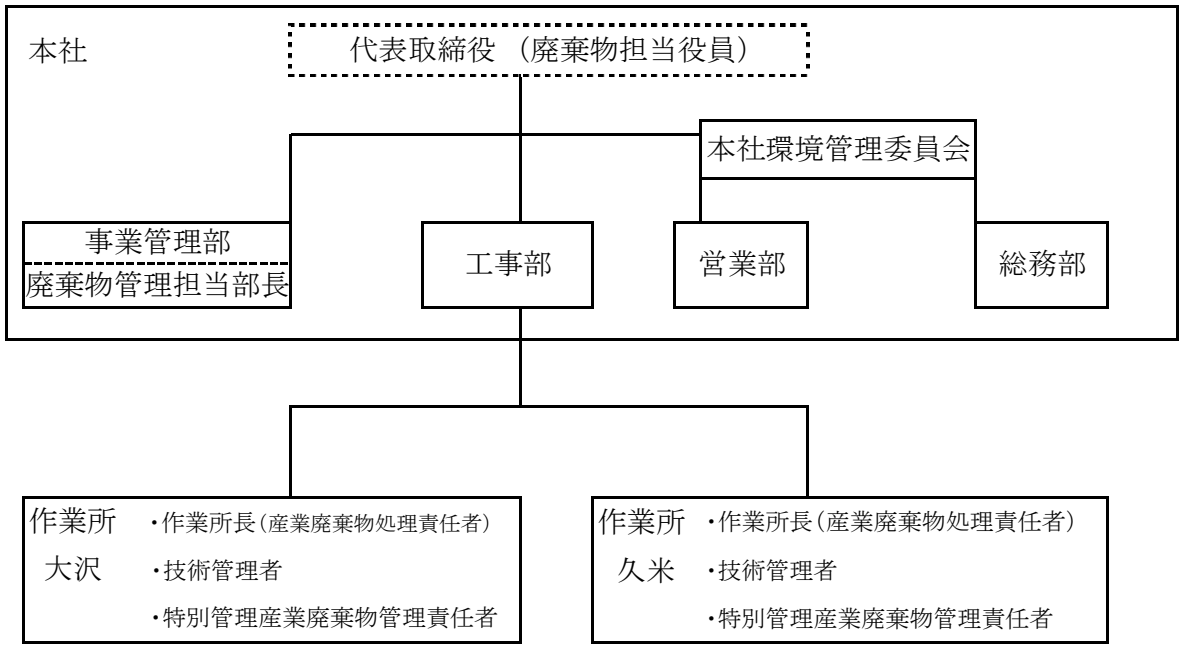

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

[前年度（平成25年度）実績]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
排出量	15,782	1,162	364	333	37	3,763	1,196

（これまでに実施した取組）

分別解体に努力した。

②計画

[目標]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
排出量	15,200	1,100	350	320	35	3,600	1,100

（今後実施する予定の取組）

今後も更に分別解体に努力する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

木材の分別に注意して、大きい部材での解体をする。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

プラスチックの分別を行い、再生する量を多くする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

[前年度（平成25年度）実績]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	15,782	1,162	364	0	0	0	0

（これまでに実施した取組）

再生利用のための分別を徹底する。

②計画

[目標]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	15,200	1,100	350	0	0	0	0

（今後実施する予定の取組）

今後も更に、再生利用のための分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

[前年度（平成25年度）実績]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	1,196

（これまでに実施した取組）

木くずの焼却処理を減らす

②計画

[目標]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	1,100

（今後実施する予定の取組）

木材の分別では、再生利用できるよう大きい部材での解体をする。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

[前年度（平成25年度）実績]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	333	37	3,763	0

（これまでに実施した取組）

再生可能なものが混じらないようにしている。

②計画

[目標]　(t)

産業廃棄物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	ｱｽﾌｧﾙﾄがら	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ｶﾞﾗｽ陶磁器	がれき類	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	320	35	3,600	0

（今後実施する予定の取組）

更に分別を徹底し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	[前年度（平成25年度）実績]							(t)
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器	がれき類	木くず
	全処理委託量	0	0	0	0	0	0	59
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	59
	再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	（これまでに実施した取組）							
②計画	[目標]							(t)
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスファルトがら	金属くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器	がれき類	木くず
	全処理委託量	0	0	0	0	0	0	56
	優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	56
	再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0
	（今後実施する予定の取組）							
※事務処理欄								

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。